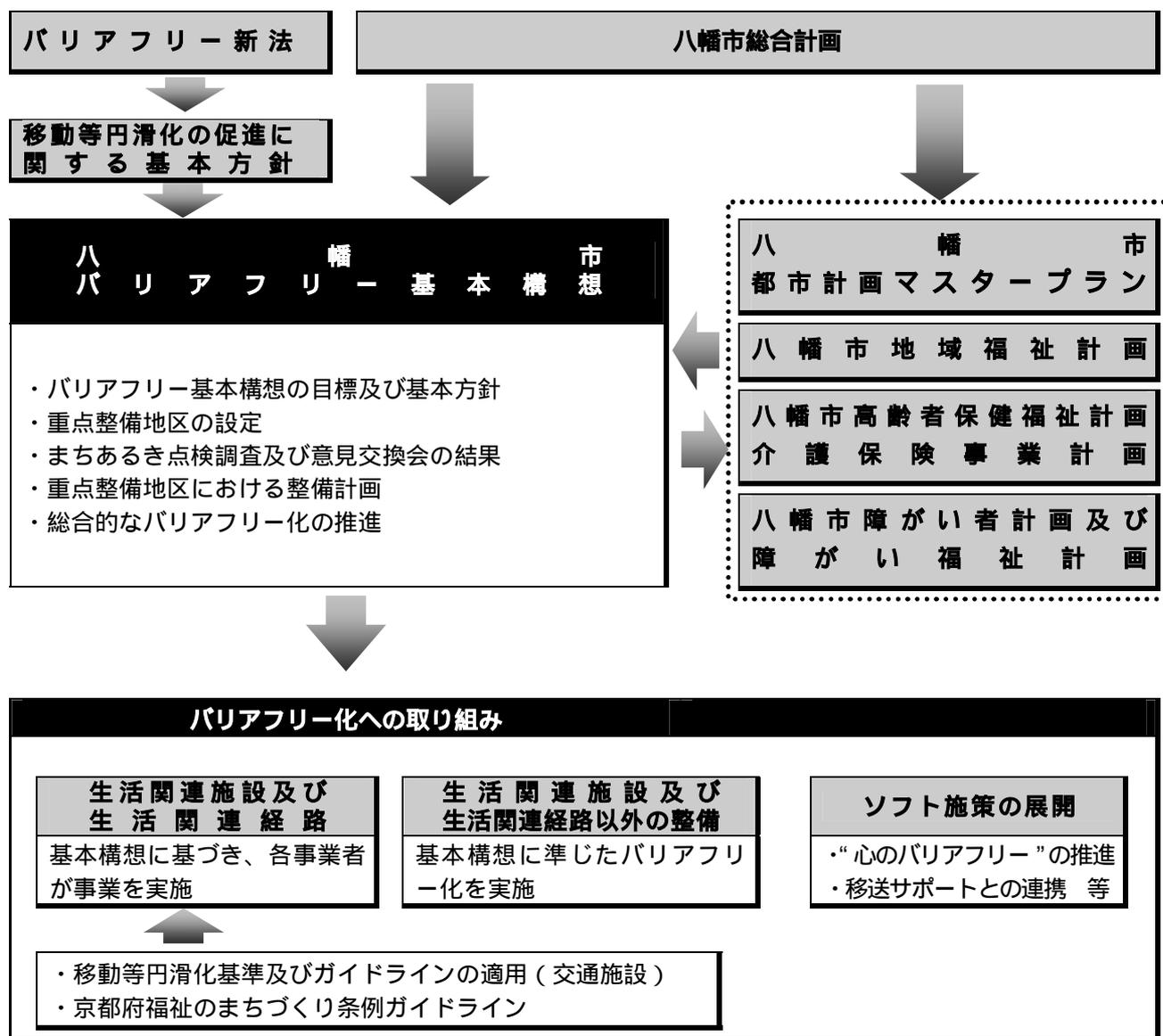


第3章 上位関連計画の把握

1. 基本構想の位置づけ

本基本構想は、「バリアフリー新法」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき策定するとともに、八幡市総合計画に示される将来都市像の実現に向けて、八幡市都市計画マスタープランなどのまちづくりに関連する計画と整合を図っていくほか、八幡市地域福祉計画、八幡市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画、八幡市障がい者計画及び障がい福祉計画などの福祉に関連する計画と整合を図っていきます。



2. 上位関連計画の整理

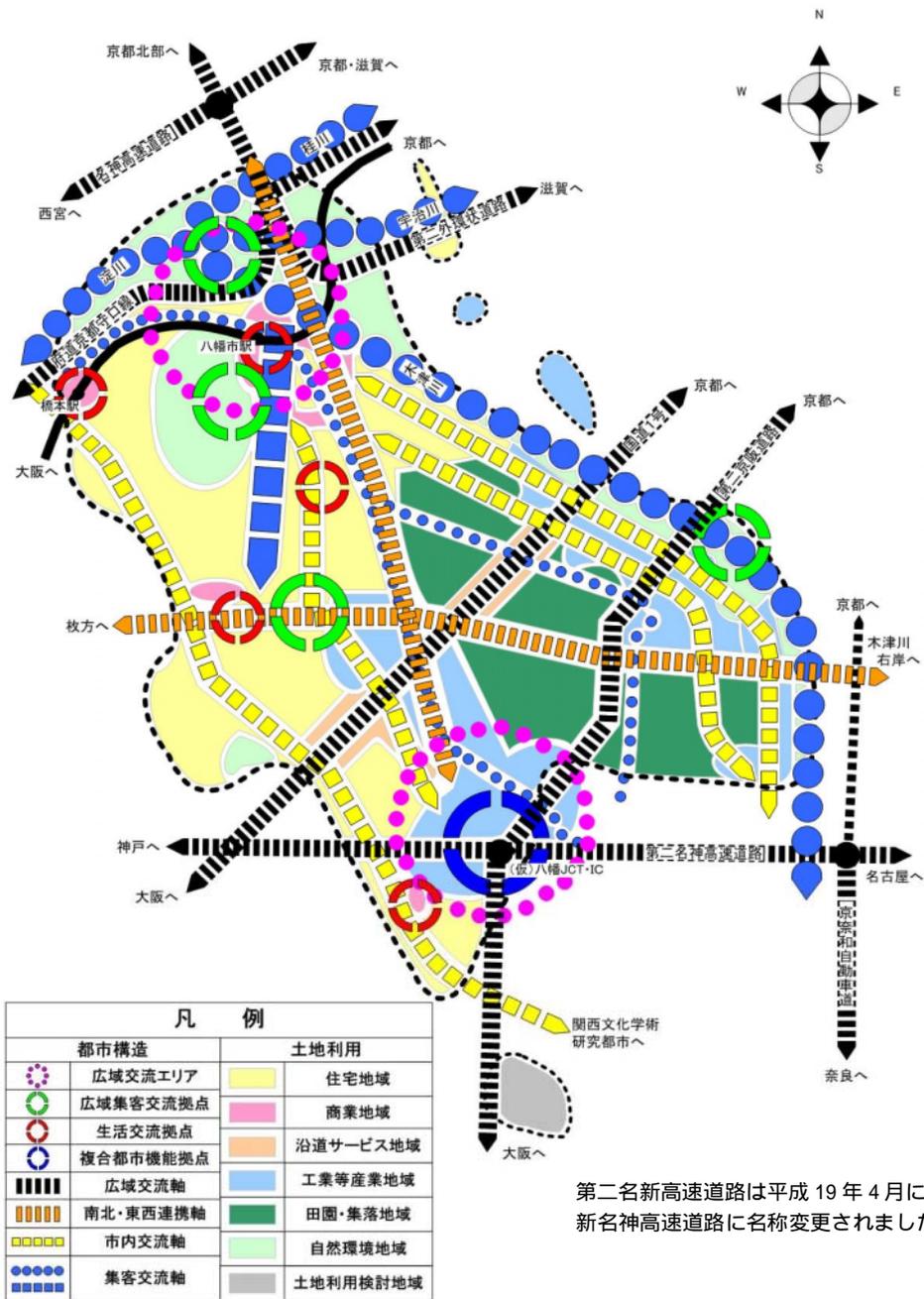
(1) 第4次八幡市総合計画（平成19年3月策定）

計画概要

基本構想の中で、将来都市像として、「自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市」を掲げ、7つのまちづくりの基本目標を定めています。

また、基本計画の中で、限られた財源を集中投資する重点整備事業として、リーディング事業を示しています。

【将来都市像】	<p style="text-align: center;">自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市 ～自立と協働による個性あふれるまちづくり～</p>
【まちづくりの基本目標】	<p>人権を大切にし、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち 次代を担う人づくりを進め、文化芸術を守り育てるまち 豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち だれもが明るく元気に暮らせるまち 人がつどい、活力あふれるまち 安心して暮らせる安全で快適なまち 計画の実現に向けた取組や体制の強化</p>
【リーディングプロジェクト】	<p>市民協働推進プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動拠点の設立、男女共同参画ルームの整備、子育て支援総合センターの整備、リサイクルセンターの設置 <p>組織間協働による人づくり・地域づくりプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活動の促進 ・NPO、ボランティア活動の促進 ・自治会、NPO、ボランティア、関係機関相互の連携強化 ・コミュニティビジネスの研究 ・地域通貨の研究 ・学校施設の耐震化計画の推進 <p>交流拠点整備プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域集客交流拠点の整備促進（三川合流周辺、男山周辺、松花堂周辺、流れ橋周辺） ・生活交流拠点の整備推進（八幡市駅周辺、橋本駅周辺、男山の各地区センター周辺、きんめい近隣公園周辺） ・複合都市機能拠点の整備推進（仮称 八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺） ・水と緑のネットワークの整備推進



第二新高速道路は平成 19 年 4 月に
新名神高速道路に名称変更されました。

【将来都市構造・土地利用図】

八幡市バリアフリー基本構想に係るおもな施策

「第4次八幡市総合計画」の基本計画（部門別計画）で、本基本構想に係る施策は4つの部門で次のように位置づけられています。

<次代を担う人づくりを進め、文化芸術を守り育てるまち>

学校教育

学校ユニバーサルデザイン化構想の推進

- ・人権、福祉、環境等を学ぶ「ユニバーサルデザイン教育」の推進
- ・体育施設やトイレなど、安全に配慮され、使い勝手がよい施設・設備の整備

生涯学習

公民館の充実

- ・だれもが利用できる施設づくりのための施設改修

<だれもが明るく元気に暮らせるまち>

地域福祉

福祉のまちづくりの推進

- ・公共施設・設備のバリアフリー化の推進と民間への指導・要請

高齢者福祉

多様な社会参加の促進

- ・バリアフリー化、ユニバーサルデザインによる高齢社会対応のまちづくりの推進

<人がつどい、活力あふれるまち>

市街地

八幡市駅周辺の整備

- ・駅舎のバリアフリー化の促進

道路

道路環境の整備

- ・歩道の設置や拡幅、段差の緩和などバリアフリー化等の推進
- ・環境に配慮した再生舗装材、透水性の舗装材の使用等による安心して通行できる道路整備の推進

公共交通

バス交通の充実

- ・低床バスの全路線への導入を関係機関に要請
- ・低床バスの乗降に対応した道路の改良

<安心して暮らせる安全で快適なまち>

公園

公園の整備

- ・段差の解消などバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進

交通安全

交通安全の推進

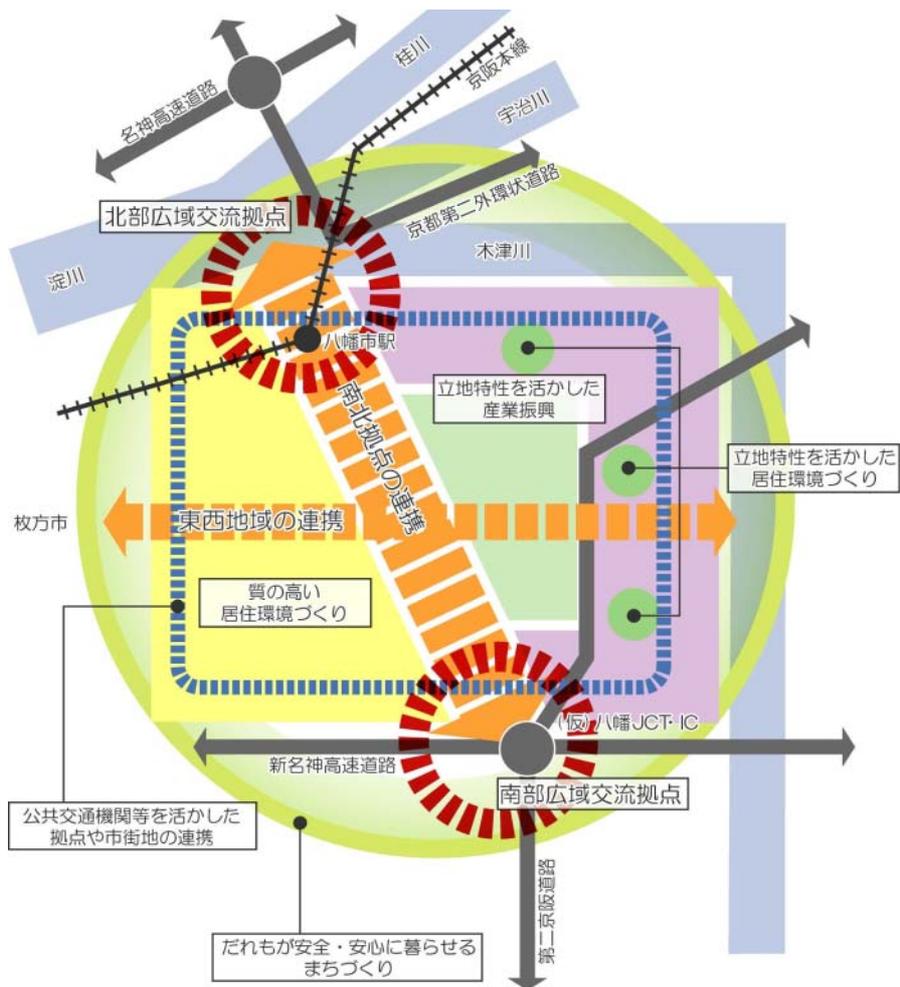
- ・点字ブロック等の整備
- ・安心できる歩行空間の確保

(2) 八幡市都市計画マスタープラン（平成20年3月改訂）

計画概要

八幡市都市計画マスタープランでは、現在の八幡市を取り巻く環境とまちづくりの課題から「まちづくりの基本的課題」を整理し、「将来都市像」と「整備の基本目標」を次のように示しています。

【まちづくりの 基本的課題】	少子高齢社会と人口減少社会への対応 価値観・生活様式の多様化及び地方分権型社会の進展への対応 地球環境問題に配慮したまちづくりへの対応 都市型社会への対応
【将来都市像】	自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市 (第4次八幡市総合計画の将来都市像を踏襲)
【整備の 基本目標】	個性豊かな都市魅力の創出と 都市としての機能・質を高めるまちづくり 都市資源や地域風土を活かし、質の高い環境で暮らせるまちづくり 環境と調和し、広域幹線道路の結節点となる立地特性を活かした産業活動を支えるまちづくり 魅力ある豊かな歴史・文化・自然等の地域資源を活かしたまちづくり 少子高齢社会に対応するとともにだれもが安全・安心に暮らせるまちづくり



【将来都市構造図】

八幡市バリアフリー基本構想に係るおもな施策

全体構想の中で、本基本構想に係る施策は次のように位置づけられています。

< 住宅・住環境の整備方針 >

安全・安心な住宅地の整備

新たに供給される住宅を中心として、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの採用など住宅設備の高齢者や障がい者等への対応を促進するため、市民・事業者等に対する普及・啓発等について検討します。

< 都市施設の整備方針 >

道路環境の維持管理

道路の新設・改良時には、自転車・歩行者空間の確保や交通安全施設の適切な設置、緑化と施設のデザイン化、高齢者や障がい者等に配慮した歩道の設置や拡幅、段差の改善など「バリアフリー新法」に基づいたユニバーサルデザインに配慮し安全・快適な道づくりを推進します。

公共交通体系の整備

八幡市駅においては、エレベーター設置等を要請し、「バリアフリー新法」に基づき公共交通体系におけるユニバーサルデザイン化を促進します。

バス交通について、低床バスの増車、運行本数、運行時間の拡充及び利用しやすい運行システムの導入など、サービス性の向上を要請します。

公園・緑地の整備

都市防災拠点としての整備・充実やユニバーサルデザイン化の推進によって公園機能の充実を図ります。

学校施設施設

教育施設の体育施設やトイレなどユニバーサルデザインを採用した施設の充実を推進します。

保健・医療、福祉施設

施設・設備のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの採用を進めます。

総合的な福祉のまちづくりの推進

多数の者が利用する建築物、道路、公園及び駐車場の整備については、京都府福祉のまちづくり条例及び八幡市福祉のまちづくり要綱の適切な運用による生活環境の整備を促進します。

(3) 八幡市地域福祉計画（平成20年3月策定）

計画の基本理念として「みんなでつくる やさしさとやすらぎのまち」を掲げ、3つの基本目標を示しています。この基本目標の一つ「社会サービスを活かすまちづくり」の中で「快適な地域環境づくり」として、本基本構想に係る施策とそれぞれの役割が次のように示されています。

< 快適な地域環境づくり >

市内の公共施設や民間施設等について、誰もが使いやすいものとなるようバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに基づいた改修を進めます。また、交通面に関して、市民相互の助け合いの精神を基本とした移送サービスの継続実施と充実を支援します。

公共施設等の改修の推進

市	<ul style="list-style-type: none">・市内公共施設のバリアフリー化の整備状況を点検し、改修箇所、危険箇所等を把握します。・市内公共施設について、必要性の高いものから計画的にバリアフリー化を進めます。・バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">・市と連携し、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に努めます。

団体・事業所	・施設がバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に沿っているか確認します。
市民	・バリアフリーやユニバーサルデザインについて、正しい認識を深めます。 ・バリアフリーやユニバーサルデザインの視点から、地域の様々な施設を見直します。

バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及・啓発

市	・バリアフリーやユニバーサルデザインに関する啓発を行います。 ・バリアフリーやユニバーサルデザインに関する相談・情報提供を行います。
社会福祉協議会	・市と連携し、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に努めます。
団体・事業所	・施設がバリアフリーやユニバーサルデザインの考えに沿っているか確認します。
市民	・バリアフリーやユニバーサルデザインについて正しい認識を深めます。 ・バリアフリーやユニバーサルデザインの視点から、地域の様々な施設を見直します。

また、市民ワークショップからの声として、次の事柄が紹介されています。

- ・歩道などにあるちょっとした段差が目につく
- ・点字ブロックが少ない
- ・通行するスペースに自転車を止めていて通れない
- ・エレベーターがない中高層団地の4、5階には高齢者が住みにくく、空き部屋が目立つ
- ・八幡市を「ユニバーサル・シティ」にしたい

(4) 八幡市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画(平成18年3月策定)

計画の基本理念として「健康いきいき、助け合いの心あふれるまち・八幡」を掲げ、5つの重点課題を示しています。この重点課題の一つ「連携と支え合いの仕組みづくり(高齢者が生活しやすいまち)」の中で、本基本構想に係る施策は次のように位置づけられています。

高齢社会対応のまちづくり

施策名	施策の内容
福祉のまちづくり関連法規に基づく整備指導	・「京都府福祉のまちづくり条例」、「八幡市福祉のまちづくり要綱」等に基づき、バリアフリー化を推進する。
福祉のまちづくりの普及推進	・広報紙への関連記事の掲載をはじめ、パンフレットや福祉のまちづくりガイドマップなどの作成・配布などによりPR活動を行い、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの普及・啓発に努める。

公共施設の バリアフリー化	・誰もが安心して利用できるよう、既存の公共施設を改修する際にはバリアフリー化の推進を図る。
高齢者が利用しやすい 移動手段の確保	・高齢者等の行動圏を広げるとともに、利用しやすいようコミュニティバス、低床バスやリフト付きタクシーの普及を関係機関に引き続き要請する。
道路の バリアフリー化	・交差点部分の段差解消、こう配の緩和や視覚障害者誘導用ブロックの設置等、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインの道路整備を推進する。
適正な道路空間の 維持管理	・すべての人が安全・快適に行動できるよう、市民と協働で歩道空間における不法投棄や不法駐輪の排除などに努めるとともに、マナーの啓発・向上を推進する。
遊歩道等の整備	・安全で快適な散策ができるよう、市内幹線道路に歩道等を設置し、身近な健康づくり環境としての遊歩道等の整備を推進する。
ユニバーサルデザイン の公園整備	・誰にとってもいこいの場となるような公園をめざし、段差を解消するなどバリアフリー化を推進するとともに、安全で使いやすいユニバーサルデザインの公園整備を推進する。

(5) 八幡市障がい者計画及び障がい福祉計画(平成19年3月策定)

5つの施策のうち、「地域生活支援施設の充実」、「日中活動の充実」、「暮らしやすいまちづくり」の中で、本基本構想に係る施策は次のように位置づけられています。

<医療サービスの充実>

医療機関の新設改修時のバリアフリー化の要請

<スポーツ・レクリエーション活動への参加促進>

スポーツ施設のバリアフリー化

<保育・教育の推進>

障がいのある子どもの放課後の居場所づくり(施設のバリアフリー化)

学校関連機関のユニバーサルデザイン化の推進(教育環境、施設のユニバーサルデザイン化)

<福祉のまちづくりの推進>

公共施設のバリアフリー化の推進

- ・公共施設等の改築、新築にあたってのバリアフリー化の推進
- ・当事者の意見を反映できる体制づくり
- ・福祉のまちづくり要綱の見直し(府条例、バリアフリー新法との整合)

- ・福祉のまちづくり要綱による市施設の再点検と適合標示板の交付
- ・バリアフリー新法にともなう基本構想の検討
- ・バリアフリー庁内推進委員会の充実と庁内連携強化
- ・既設公園改良（段差解消、手すり）
- ・市内施設のバリアフリー化状況の把握（バリアフリーマップの作成）

民間施設のバリアフリー化の促進

- ・バリアフリーやユニバーサルデザインに関する啓発
- ・「バリアフリー新法」、「京都府福祉のまちづくり条例」、「八幡市福祉のまちづくり要綱」の周知
- ・バリアフリーに関する相談・情報提供
- ・八幡市駅改修へ向けた実現可能な具体的提案

< 移動・交通手段の確保 >

道路など交通環境の整備

- ・市内道路のバリアフリー化の推進

公共交通機関の整備

- ・バス路線の運行とダイヤ充実の要請
- ・低床バスのスムーズな利用に向けた時間調整等の協議
- ・低床バスの増車